

島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室規則

(平成28年島大規則第17号)

(平成28年3月15日制定)

[平成30年3月20日最終改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則(平成25年島大規則第15号。以下「機構規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構障がい学生支援室(以下「支援室」という。)の組織及び業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、島根大学(以下「本学」という。)における障がいのある学生の修学に必要な支援を行うとともに、本学における障がいのある学生への支援の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。)がある者であって、これらの障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(業務)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 障がいのある学生への支援体制の企画立案及びその実施に関すること。
- 二 障がいのある学生の入学・修学支援に関すること。
- 三 障がいのある学生への支援者養成に関すること。
- 四 その他支援室の目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第5条 支援室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 室長
 - 二 機構規則第7条第1項の規定に基づき、支援室を担当する専任教員
 - 三 室員
 - 四 その他必要な職員
- 2 支援室に必要な応じて兼任教員を置くことができる。
- 3 兼任教員について必要な事項は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学教育・学生支援機構管理委員会(以下「管理委員会」という。)において定める。

(室長)

第6条 室長の選考は、管理委員会の議を経て、島根大学教育・学生支援機構長の推薦に

基づき、学長が行う。

2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室長は、支援室の業務を掌理する。

(室員)

第7条 室員は、機構規則第7条第1項の規定に基づき他のセンター等を担当している専任教員から、島根大学教育・学生支援機構長が必要に応じて兼務させる。

(事務)

第8条 支援室の事務は、教育・学生支援部学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日一部改正)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。